

12  
2024

# 人事・労務に役立つ NEWS LETTER

## 月刊くろうど

MERRY

CHRISTMAS

令和6年12月号

December No. 91

### もくじ

「NO ハラスメント」の新しいポスターを配布（あかるい職場応援団）	・・・2
健康保険の被保険者資格取得届等に「資格確認書発行要否のチェック欄」	・・・3
労働時間を適正に把握し正しく賃金を支払いましょう 厚労省 改めて周知	・・・4
「フリーランス」と「労働者」の違いを理解していますか？	・・・5
厚生労働省が「立ち作業の負担軽減対策の取組事例」を紹介	・・・6
《緊急コラム》年収の壁“103万円”見直しについて	・・・7
人事労務の統計指標	・・・8.9
日本100名城に行こう vol.6 ～根室半島チャシ跡群～	・・・10
ゆんたくひんたく	・・・11



クラウド社会保険労務士事務所

〒720-0067  
広島県福山市西町二丁目 8-27  
ポートビル 4F

TEL:084-983-1198  
FAX:084-983-1197  
e-mail:info@kuroudo-sr.com  
<https://www.kuroudo-sr.com>

## [ 今月のNEWS ]

# 「NO ハラスメント」の新しいポスターを配布 (あかるい職場応援団)

職場における総合的なハラスメント対策のポータルサイト「あかるい職場応援団」において、「NO ハラスメント」の新しいポスターの配布申し込みが開始されています。

今回は、「あなたがつくる ハラスメントのないあかるい社会」と題したポスターとなっています〔応募締め切りは令和7年2月28日: 先着1,800社(名)様〕。

## ハラスメント対策の重要性とポスター (あかるい職場応援団作) の活用

### ハラスメント対策の重要性

- いわゆるパワハラ、セクハラ、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントが発生してしまうと、職場の雰囲気が悪くなり、生産性の低下、人材が離れるといった事態に陥ります。
- 最悪の場合は、訴訟や労災認定に発展し、企業のイメージダウンにつながるといったことも考えられます。
- 起こってからでは遅いので、予防・防止が最重要です。
- また、法律の規制もあり、パワハラ、セクハラ、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについては、防止措置を講ずることがすべての企業に義務付けられています。



防止措置としては、事業主の方針の明確化及びその周知・啓発、相談窓口の設置・周知などが入り口で、事後の迅速な対応なども求められます。“NO ハラスメント”という方針の周知・啓発を行う意味でも、このポスターを活用してみてもいいでしょうか？

また、このポスターには、あなたの会社のハラスメント相談窓口の案内を記載するスペースが設けられています。これを機に、相談窓口の体制などを再確認したうえで、ポスターに記載しておくともいいかもしれません。

ハラスメント対策（研修の実施など）についても、気軽にご相談ください。

# 健康保険の被保険者資格取得届等に 「資格確認書発行要否のチェック欄」

令和6年12月2日から、健康保険証の新規発行が終了し、健康保険証を利用登録したマイナンバーカード（マイナ保険証）で医療機関等を受診する仕組みに移行されることになりましたが、マイナンバーカードをお持ちでない等、マイナ保険証を利用することができない状況にある方については、保険者が発行する「資格確認書」で受診することができます。

この仕組みの変更に伴い、「被保険者資格取得届」と「被扶養者（異動）届」には、資格確認書発行要否のチェック欄が設けられることになりました。その新様式を確認しておきましょう。

新たに被保険者や被扶養者になる方が資格確認書を必要とする場合は、「被保険者資格取得届」または「被扶養者（異動）届」の資格確認書発行要否のチェック欄にチェックを入れて提出することになります。

その確認を怠らないようにしましょう。

なお、すでに被保険者、被扶養者である方が資格確認書を必要とする場合は、別途、保険者（全国健康保険協会又は健康保険組合）に申請することが基本となりますが、保険者が職権で資格確認書を交付することも可能となっていますので、各保険者の対応に従うようにしましょう。

## 例) 健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届 ／厚生年金保険 70歳以上被用者該当届

The image shows a sample form for '被保険者資格取得届' (Insurance Qualification Acquisition Statement) and '厚生年金保険 70歳以上被用者該当届' (Pension Insurance 70+ Employee Eligibility Statement). A red box highlights a specific field in the form, which is a checkbox labeled '資格確認書発行要否' (Qualification Confirmation Document Issuance Required). The checkbox is checked, and the text '発行が必要' (Issuance Required) is visible next to it.

# 労働時間を適正に把握し正しく賃金を支払いましょう 厚労省が改めて周知

厚生労働省から、リーフレット「労働時間を適正に把握し正しく賃金を支払いましょう」が公表されています。労働時間は毎日適正に把握し、それに基づいて賃金を計算し、支払うことが必要であるとし、労働基準法違反となる典型的な取り扱いなどが紹介されています。

## リーフレット「労働時間を適正に把握し正しく賃金を支払いましょう」のポイント

<このような取り扱いは、労働基準法違反です！>

### ● 勤怠管理システムの端数処理機能を使って労働時間を切り捨てている

勤怠管理システムの端数処理機能を設定し、1日の時間外労働時間のうち15分に満たない時間を一律に切り捨て（丸め処理）、その分の残業代を支払っていない。

### ● 一定時間以上でしか残業申請を認めない

残業申請は、30分単位で行うよう指示しており、30分に満たない時間外労働時間については、残業として申請することを認めておらず、切り捨てた分の残業代を支払っていない。



### ● 始業前の作業を労働時間と認めていない

毎朝、タイムカード打刻前に作業（制服への着替え、清掃、朝礼など）を義務付けているが、当該作業を、労働時間として取り扱っていない（始業前の労働時間の切り捨て）。

### <ワンポイントアドバイス>

労働時間における端数処理の例外として、1か月における時間外労働、休日労働および深夜業の各々の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合に、30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げることは、常に労働者の不利となるものではなく、事務簡便を目的としたものとして認められます。

また、1日の労働時間について、一定時間に満たない時間を切り上げた上で、その分の賃金を支払うことは、問題ありません。

このリーフレットは、最近（令和6年9月に）作成されたものです。そこで紹介されているような違反事例が後を絶たないということで、周知を図っているのでしょう。その内容は、基本的なものといえますが、今一度確認しておきたいところです。リーフレットをご覧になりたい場合は、お声掛けください。その内容に沿ったアドバイスなどもさせていただきます。

# 「フリーランス」と「労働者」の違いを理解していますか？

令和6年11月1日から「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号。以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」）」が施行されたことにより、「フリーランス」と「労働者」の判断の重要性が改めて問われています。

仕事の条件等について、「フリーランス」には「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が適用され、「労働者」には「労働基準法」が適用されることとなりますので、どちらの適用となるのか、明確にしておく必要があるということです。

## 「フリーランス」と「労働者」の違いのポイント (労働者性の判断基準が重要に！)

□ 「フリーランス」とは、業務委託（請負契約又は委任契約・準委任契約）により、仕事の依頼を受けた個人（法人化した者も含む）のことをいいます。

注. フリーランスとして働く方の中には、実態として労働基準法上の「労働者」に該当する働き方をしているにもかかわらず、名目上は自営業者として扱われ、労働基準法等に基づく保護が受けられていないといった問題が指摘されています。

□ 「労働者」とは、労働基準法では、「事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう」と規定されています（同法第9条）。

実務上、「労働者」に当たるかどうかは、次の2つの基準で判断されます。

その1 労働が他人の指揮監督下において行われているかどうか、すなわち、他人に従属して労務を提供しているかどうか。

その2 報酬が、「指揮監督下における労働」の対価として支払われているかどうか。

→具体的には、「労働者性の判断基準」に基づき、実態をもとに総合的に判断されます。

厚生労働省では、労働者性に疑義がある方の相談窓口を労基署に設置する、労働者性の判断基準の理解を促すため、新たに、近時の代表的な裁判例を取りまとめた参考資料集を作成・公表するといった取り組みを通じて、フリーランスとして契約しながら実態は労働者となっている方々の労働環境整備に努めることとしています。

監視の目が厳しくなっていますので、フリーランスに業務委託をしているような場合は、改めて、労働者性の判断を行うようにしましょう。

不明な点があれば、気軽にお声掛けください。参考資料集などに沿ってアドバイスさせていただきます。

# 厚生労働省が「立ち作業の負担軽減対策の取組事例」を紹介

令和6年10月下旬、厚生労働省は、労働安全衛生の観点から、立ち作業の負担軽減対策として実際に行われている企業の取組事例を取りまとめ、公表しました。

労働安全衛生規則第615条では、「事業者は、持続的立業に従事する労働者が就業中しばしばすわることのできる機会のあるときは、当該労働者が利用することのできるイスを備えなければならない」と規定しており、同省は、今回紹介した

取組事例を参考に、長時間の立ち作業を改善するなど、健康に働ける職場づくりに努めるように呼びかけています。

以下で、その一例を紹介します。

今のところ、小売業・警備業の事例がいくつか紹介されています（今後、増えると思われます）。

下記の事例を含め、厚生労働省が紹介している取組事例をみてみたいと思われたときは、気軽にお声掛けください。

CASE 01

小売業

スーパーマーケットにおける  
立ち業務の負担軽減対策費用の  
目安

数万円

株式会社ダイエー南砂町スナモ店（本社東京都）

## 取組み内容

立って作業を行っていたスーパーマーケットのレジに、軽く腰を掛けられるイスを設置。  
接客の合間など、座っての待機を可能に。  
また、お客さまに取り組みを周知するため、レジ周辺に理解を求めるポスターを掲示している。

## 事業者の声

働きやすい職場を目指している中で、レジへのイスの設置の取組みを知り、試験的に導入しました。最初は座ったままの接客を想定していましたが、レジを通す際は立った方がやりやすいとの声もあり、現在はイスに座るタイミングは従業員個々の判断に任せています。また、この取組みをお客さまへ周知したことで、お客さまの目を気にせず、待機時間などに座っている様子を目にします。



お仕事  
カレンダー  
12月

12/10

● 11月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

2025/1/6

● 11月分健康保険料・厚生年金保険料の納付  
● 10月決算法人の確定申告と納税・2025年4月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）  
● 2025年1月・4月・7月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）



# 《緊急コラム》

## 年収の壁“103万円”見直しについて

### 年収の壁とは？

年収の壁の見直しをめぐる議論が本格化しています。年収の壁とは、税金や社会保険料の負担が生じることにより、手取り額が減少する可能性がある年収のボーダーラインのことです。そこで今回はいまある「年収の壁」をまとめるとともに、見直し議論が来年の働き方にどのように影響しそうかを考察していきます。

### ◆100万円の壁◆

本人の住民税が発生する年収です。

### ◆103万円の壁◆

本人の所得税が発生する年収です。特に学生は、親の扶養から外れてしまい、扶養者となっている親の住民税・所得税の負担が増加することになります。

### ◆106万円の壁◆ ※月額88,000円未満

本人の社会保険料負担が発生する年収です（※勤務先の従業員数が51名以上の場合に限る）。

厚生労働省は早ければ来年にも上記壁を撤廃する見通しです。今後は週20時間以上労働すると社会保険に加入しなければなりません。なお、勤務先の従業員数が50名以下の場合、106万円の壁自体が存在しないため影響ありません。

### ◆130万円の壁◆

本人の社会保険料負担が発生する年収です（※勤務先の従業員数が50名以下の場合に限る）。家族の加入する社会保険の扶養から外れてしまい、今後は自身で社会保険料を支払うこととなります。

### ◆150万円の壁◆

配偶者特別控除が減り始める年収です。世帯として所得税・住民税の負担が段階的に増加することになります。

### ◆201万円の壁◆

配偶者特別控除がゼロになる年収です。世帯として所得税・住民税の負担が増加することになります。

### 来年の見通し

以上のように、一括りに年収の壁と言っても、住民税・所得税・社会保険料が複雑に絡み合っており、その影響についても本人だけにとどまらず、世帯に及ぶものもありますので注意が必要です。

年内にこれらを一体的に見直すのは時間的に難しいと思われます。そのため、仮に103万円の壁が178万円まで引き上げられたとしても、多くの人は社会保険料が発生する130万円未満の年収で働くことになるのではないのでしょうか。

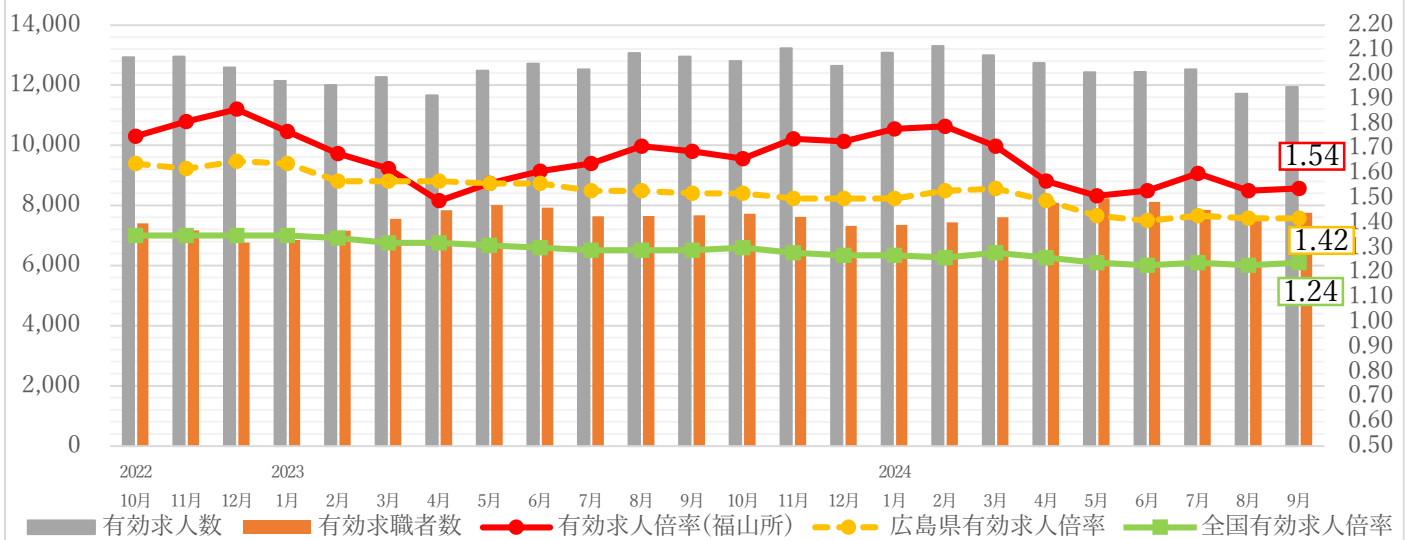
# 人事労務の統計指標

## 労働関係指標 (2024年9月)

有効求人倍率 (季節調整値※)	全国	1.24倍	有効求人人数	全国	2,360,602人	有効求職者数	全国	1,902,916人
	広島県	1.42倍		広島県	63,943人		広島県	45,151人
	福山市	1.54倍		福山市	11,938人		福山市	7,748人

※ 季節調整値：前月からの変化を適切に捉えるため、季節変動の影響を除いた数値（原数値から季節変動を除去した結果数値）

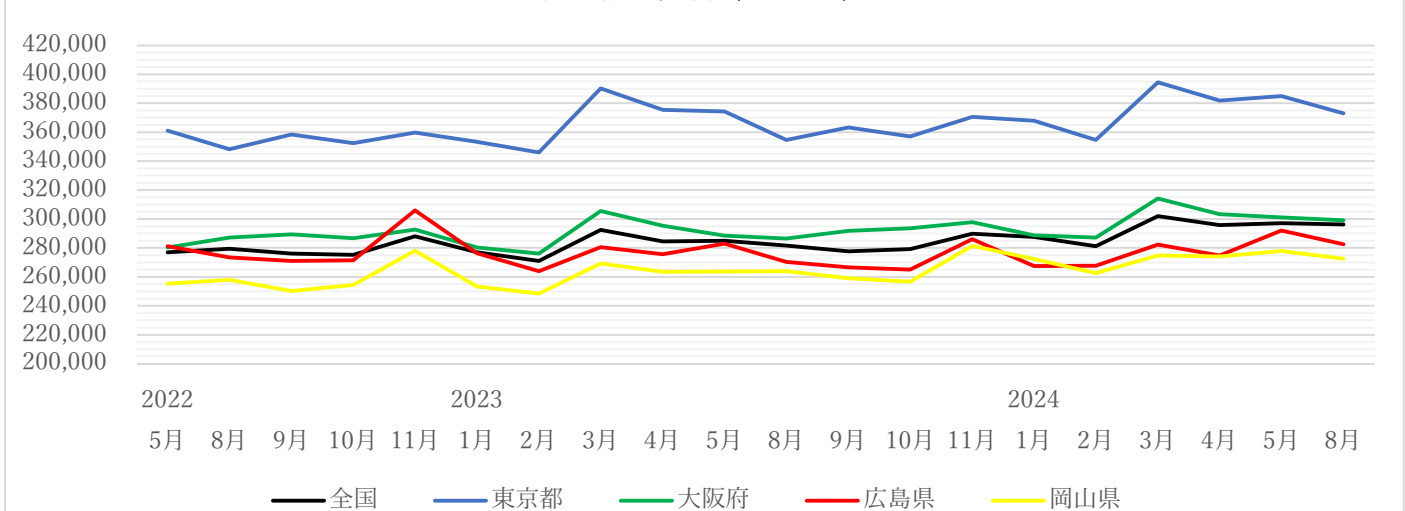
### 月間有効求人・求職・求人倍率の推移



## 定期給与 現金給与総額 (2024年8月)

全国	東京都	大阪府	広島県	岡山県
296,154円	372,944円	299,072円	282,499円	272,552円

### 現金給与総額 (5人以上)

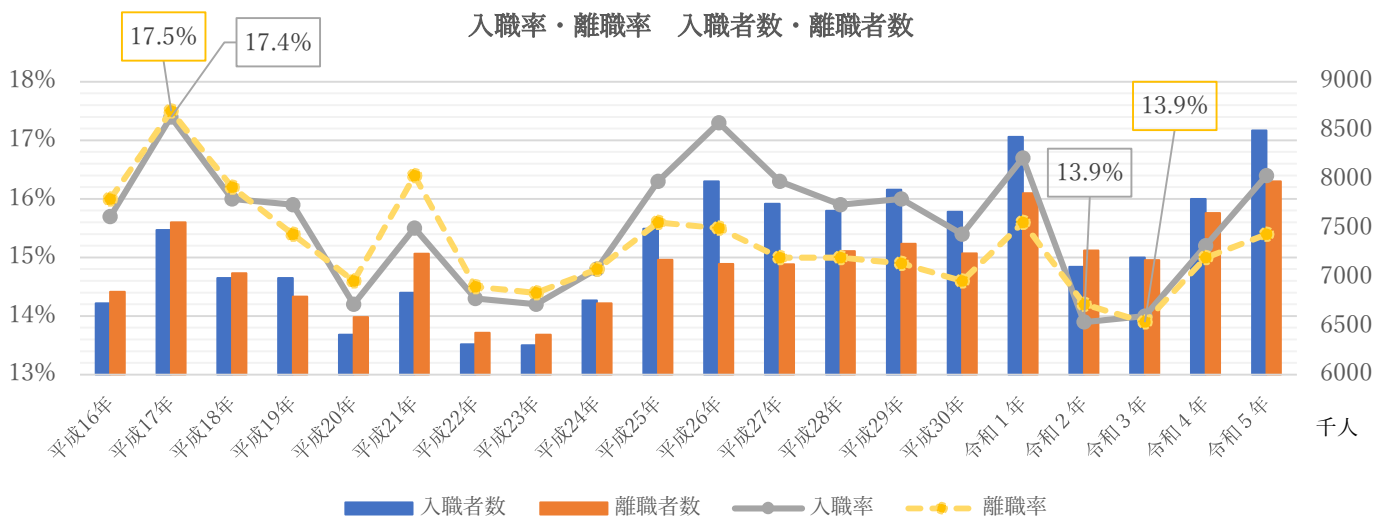


参考：毎月勤労統計調査（全国調査・地方調査） 結果の概要 | 厚生労働省 (mhlw.go.jp) 他 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1a.html>

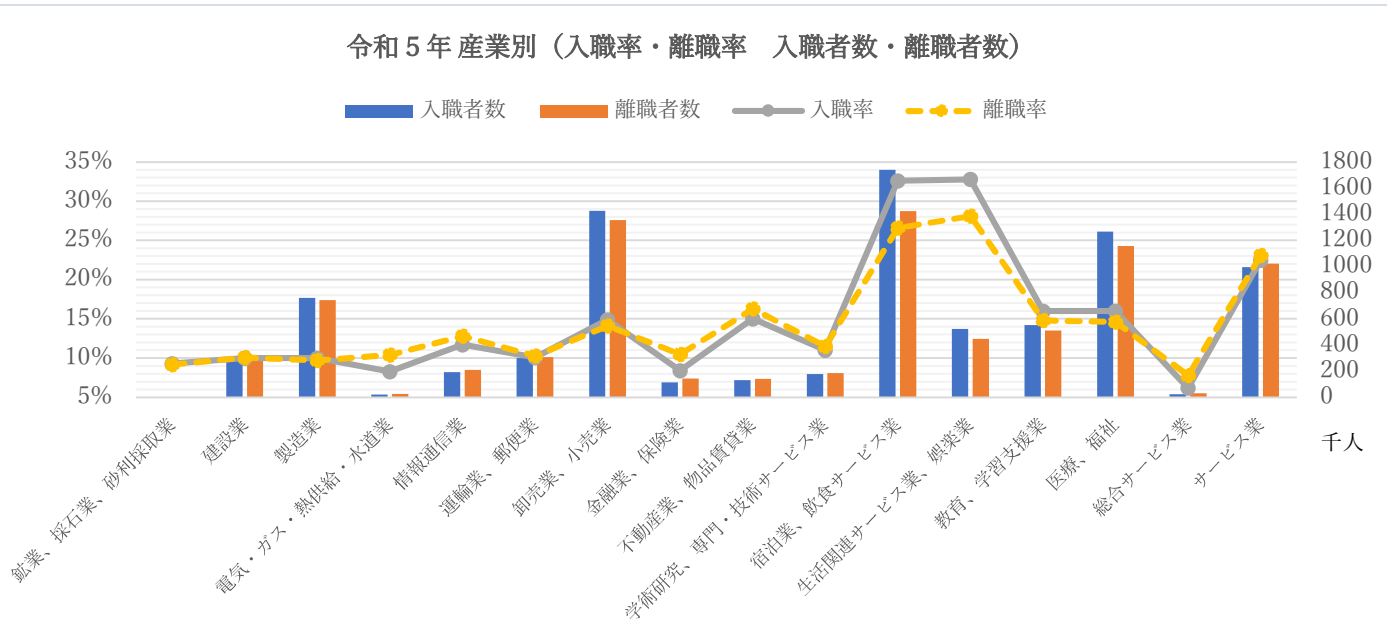


# 人事労務の統計指標

○令和5年1年間の入職者数は 8,501.2 千人、離職者数は 7,981.0 千人で、入職者が離職者を 520.2 千人上回っている。  
 ○年初の常用労働者数に対する割合である入職率、離職率をみると、入職率は 16.4%、離職率は 15.4%で、1.0 ポイントの入職超過となった（前年比 入職率+1.2 ポイント、離職率+ 0.4 ポイント）。



○令和5年1年間の労働移動者を主要な産業別にみると、入職者数は「宿泊業，飲食サービス業」が 1,739.0 千人と最も多く、離職者数は「宿泊業，飲食サービス業」が 1,422.7 千人と最も多くなっている。  
 ○一般労働者では入職率「サービス業（他に分類されないもの）」19.9%、離職率「生活関連サービス業，娯楽業」20.8%、パートタイム労働者では、入職率「生活関連サービス業，娯楽業」49.2%、離職率は「生活関連サービス業，娯楽業」36.9%が最も高くなっている。



参考：厚生労働省 雇用動向調査結果の概要 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/koyou/doukou/24->

# 日本100名城に行こう vol.6

## ～根室半島チャシ跡群～

### 【#1 根室半島チャシ跡群（北海道根室市）】

- ① 天守 : なし
- ② 城区分 : 山城
- ③ 築城年 : 16～18 世紀
- ④ 主な遺構  
周壕/土塁 など

今回訪問する名城は、根室半島チャシ跡群です。日本本土「最東端」に位置しているのので、この名城を訪れるのは非常に時間を要します。そのため、多くの人にとっては100名城訪問のラストを飾る名城になるのではないのでしょうか。

所在地の北海道根室市までは飛行機とレンタカーによる旅路です。まずは広島空港から新千歳空港に向かい、乗り継ぎで根室中標津空港まで。そこからレンタカーで根室市へと向かいます。空港からスタンプ設置場所の根室観光協会までは約80km、時間にして1時間30分の道のりです。根室観光協会では、スタンプ以外にも「日本本土四極踏破証明書（最東端/納沙布岬）」を交付していますので、名城関係なく訪問価値があるでしょう。

「チャシ」とは16世紀から18世紀にかけてアイヌが築造した施設です。その多くは、丘陵や海岸に面した断崖上に、自然地形を生かして堀、土塁、盛土で形成された単純な構造をしています。単に戦いのための城砦としてだけでなく、祭祀場、集会場、見張り場としても使用されていたと考えられています。

北海道には約500のチャシ跡が存在し、根室市内で確認されている32ヶ所のうち、24ヶ所が国指定史跡となっています。今回は見学先として整備されている2ヶ所のうち、「ヲンネモトチャシ跡」を訪問しました。海を見下ろす立地にあることから主に「見張り場」のような機能として使用されていたのかもしれませんが、とにもかくにも日本最果ての城砦というだけで非常に感慨深いものがあります。

余談ですが、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻が続く最中に納沙布岬から「北方領土・歯舞群島」を肉眼で見ることができたのは僥倖でした。現在進行形で日本が不法占拠問題に直面していることを再認識する名城訪問となりました。

(橋本)



## ゆんたくひんたく

街路樹も葉を落とし冬景色と変わる頃となりました。早いもので、本号が今年最後の事務所通信となります。

先日、社員旅行で愛知県へ行ってきました。

私は予定の中でも熱田神宮が楽しみでした。熱田神宮は三種の神器の一つ草薙神剣を祀る由緒ある神社です。新幹線、電車を乗り継いで馬尺から歩いて向かいます。境内に足を踏み入れると、それまでの街の喧騒とはがらりと変わり、厳かな雰囲気ではありますが心地よく心を落ち着かせてくれます。参拝前後には、日本三大土塀の一つ「信長塀」を見て桶狭間の戦いに挑む信長の気持ちに想いを馳せたり、樹齢1000年と言われる大楠が空に向かって大きく枝を伸ばす生命力を肌で感じ圧倒されたりと貴重な場所での歴史を感じることができました。

そして、厳かな雰囲気の中で宮きしめんをいただきました。私はきしめんを初めて食べたのですが、うどんともそうめんとも違う食感で、ツルツルと食べることができ、お出汁はかつおのいい香りでとても美味しかったです。

更に、今回の旅行から御朱印集めを始めました。熱田神宮の御朱印をいただいたのをこの度、開く度に今回の旅行のことが思い出される特別な記念になりました。

事務所の皆と旅行することで仕事とは違う一面を知ることができたり、一緒に食べ笑うことでより仲良くなれたりとても嬉しかったです。次回の旅行も今から楽しみです。

終わりになりましたが、皆さまには今年も大変お世話になりありがとうございます。来年も皆さまのお役に立てるよう、より一層尽力して参りますのでどうぞよろしくお願いいたします。

(藤井)



### クラウドからのお知らせ

当事務所は、以下の期間、年末年始休暇とさせていただきます。

期間：12月28日（土）～1月5日（日）

なお、1月6日（月）から営業させていただきます。

休暇中に頂戴したメール等につきましては、1月6日より順次ご対応させていただきます。ご不便をおかけしますが、よろしくお願いいたします。